

第151回国際研修 「実証的根拠に基づいた犯罪者の処遇」

1. 日程及び参加者

- 平成24年5月16日（水）～6月22日（金）
- 海外参加者13か国/地域17名（オブザーバー2名含む）
- 国内参加者7名

2. セミナー概要

犯罪者処遇の最終目標は、再犯を予防し、減少させることにある。そのためには、経験則や直感に依拠した取組では不十分であり、実証的根拠——科学的に妥当と認められる方法によって得られた、処遇の有効性に関する情報——に基づいて処遇を行うべきである。これが、実証的根拠に基づいた犯罪者処遇の基本的な考え方である。

このような考え方による処遇の実践は、「犯罪者リスクの的確な評価」、「リスクに対応した処遇プログラムの適正な実施」という2つの主要な要素からなる。すなわち、個々の犯罪者のリスク要因を的確に評価した上で、当該リスク要因に対応したプログラムを正しく実施することが必要である。

本研修では、これらの両面から「実証的根拠に基づいた犯罪者の処遇」について学び、理解を深めるとともに、経験及び知識の共有を図ることを狙いとした。

3. 客員専門家等

本研修の一環として、当研修所教官による講義のほか、以下の客員専門家・外部講師による講義を行った（敬称略）。

【客員専門家】

- ローレンス・レイス・モティウク カナダ連邦矯正保護局 構造改革グループ
特別顧問
「リスク・ニーズアセスメント：その理論・方法から矯正における政策・実践まで」
「犯罪者プログラムの効果、効率及び関連性：矯正システムの視点から」
「カナダにおける実証的根拠に基づいた矯正プログラムの発展」
- エドワード・ジェイムズ・ラテッサ シンシナティー大学
刑事司法学部長・教授
「アメリカ合衆国における矯正プログラムの概観」

- ティモシー・ヒー・サン・レオ
シンガポール行刑局
心理・矯正更生課課長，統括心理技官
「実証的根拠に基づいたより効果的な矯正プログラムの構築について」
「矯正プログラムの評価」
「シンガポール行刑局における組織的変革と実証的根拠に基づいた犯罪者処遇の導入」
「シンガポール行刑局における実証的根拠に基づいた犯罪者処遇」
「シンガポールにおいて実証的根拠に基づく犯罪者処遇から得られた知見を活用することにより施設内処遇から社会内処遇までの一貫した犯罪者処遇システムを構築することについて」

【外部講師】

- 西岡 潔子 法務省矯正局少年矯正課法務専門職
「法務省式リスクアセスメントツールの開発について」
- 日笠 和彦 法務省矯正局成人矯正課補佐官
- 猪爪 祐介 府中刑務所調査専門官
- 松嶋 祐子 同上
「日本の施設内処遇における処遇プログラム及びその効果検証体制について」
- 田島 佳代子 法務省保護局観察課調査官
「日本の社会内処遇における処遇プログラムの現状及び課題」

以 上